

第 263 回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

- 1 かすみがうら市農業委員会告示第 4 号
令和 8 年 4 月 6 日かすみがうら市農業委員会告示第 4 号をもって、令和 8 年 4 月 10 日(金)かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 263 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。
- 2 総会の日時および場所
令和 8 年 4 月 10 日(金) 午後 2 時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室
- 3 出席委員
1 番 石塚 洋二 2 番 麻生 登美子 3 番 豊崎 静代 4 番 中山 峰雄
5 番 佐賀 正治 6 番 井坂 孝雄 7 番 齋藤 務 8 番 廣瀬 栄二
9 番 小倉 達也 10 番 宮本 康子 12 番 矢口 明之 13 番 福田 美保
14 番 関 宏幸 15 番 飯田 敬市
- 4 欠席委員
11 番 岡部 正仁
- 5 説明のため出席した者
事務局長 齋藤 英憲 事務局長補佐 澤田 幸一 係長 松澤 智之
主任 長田千絵美
- 6 議事録署名委員
12 番 矢口 明之 13 番 福田 美保
- 7 議事日程
 - ① 諸般の報告について
 - ② 議事録署名委員について
 - ③ 日程の決定について
 - ④ 報告案件について
報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
報告第14号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
 - ⑤ 議案審議について
議案第12号 農業委員会事務局職員の任免について
議案第13号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第15号 現況証明願の交付決定について
議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後 2 時 45 分閉会

事務局長	<p>ただ今の出席委員は 14 名で、会議規則第 7 条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>ただ今から、令和 8 年第 263 回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、委員会会議規則第 4 条により、11 番 岡部 正仁委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは会議規則第 5 条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ) (諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第 16 条第 2 項の規定により、12 番 矢口 明之委員、13 番 福田 美保委員を指名します。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の長田主任を指名します。</p>
議長	<p>次に、日程の決定について、お諮りします。</p> <p>ただ今から 午後 5 時までとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、さよう決しました。</p>
議長	<p>次に、報告 11 号ないし第 13 号の報告案件ですが、委員の皆様には、既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略しまして、質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第 14 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等につい</p>

	て」事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	それでは、議案審議に入ります。 はじめに、議案第 12 号「農業委員会事務局職員の任免について」上 程します。 事務局より議案の説明をお願いします。
事務局長	それでは、ご説明いたします。 (事務局長説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決します。 議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙 手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 12 号は原案のとおり決定いたします。 ここで、暫時休憩します。
議長	会議を再開します。 それでは、議案審議に入ります。 議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可に

<p>事務局</p>	<p>ついて」上程します。 事務局より議案の朗読をお願いします。</p> <p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いします。</p>
<p>3 番 豊崎 静代</p>	<p>4 月 3 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、中山委員と佐賀委員と私、豊崎の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明します。 番号 1 番の農地は、●●●●●●●●●●から約 150m 南に位置する畑 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。大根を作付けする計画です。</p> <p>続きまして、番号 2 番の農地は、●●地内の●●●●●●●●から約 700m 南西に位置する田 5 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稲を作付けする計画です。</p> <p>続きまして、番号 3 番の農地は、●●●●●●●●●●から約 700m 西に位置する田 1 筆になります。現地は、きれいに管理されていました。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稲を作付けする計画です。</p> <p>続きまして、番号 4 番の農地は、●●●●●●●●●●から約 900m 南西に位置する田 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稲を作付けする計画です。</p>

	<p>番号 1 番ないし番号 8 番について、原案のとおり 許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番ないし番号 8 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 13 号 8 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」上程します。 事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。 なお、当案件については、事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>ただ今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いします。</p>
5 番 佐賀 正治	<p>それでは説明します。 番号 1 番から番号 2 番になります。 こちらについては、申請人が同一であり、土地の所在も近いため、一括で説明します。図面番号 1 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●から約 500m 南東に位置する田 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。 申請地は、地域計画の区域内であり、令和 8 年 3 月 6 日付けで地域計画変更申出書が提出されております。 転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして、番号 3 番になります。図面番号 2 番も併せてご覧ください。</p>

<p>議長</p>	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p> <p>よろしいですか。それでは採決します。 番号 1 番ないし番号 5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、番号 1 番ないし番号 5 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上、議案第 14 号 5 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第 15 号「現況証明願の交付決定について」上程します。 事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは朗読いたします。 なお、当案件については、事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いします。</p>
<p>4 番 中山 峰雄</p>	<p>それでは説明いたします。番号 1 番になります。図面番号 5 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●から約 200m 北西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、20 年以上前から住宅の駐車場として使用しており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>続きまして、番号 2 番から番号 3 番になります。図面番号 6 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●から約 200m 北に位置する畑 4 筆になります。こちらは、40 年以上前から住宅敷地として使用しており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>続きまして番号 4 番になります。図面番号 7 番も併せてご覧くださ</p>

	<p>い。</p> <p>申請地は、●●●●●●から約120m南に位置する畑2筆になります。こちらは、25年以上前から駐車場として使用しており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p>
議長	<p>議案審議は、一括にて行います。</p> <p>番号1番ないし番号4番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決します。</p> <p>番号1番ないし番号4番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番ないし番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第15号4件の申請については、交付することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第16号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程します。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>（事務局説明）</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>はじめに、番号2-1番について審議します。</p>

<p>議長</p>	<p>私、15 番飯田敬市が議事参与の制限となりますので、会議規則第 13 条の規定により、退席します。 先例により、議事進行を井坂孝雄会長代理と交代させていただきます。</p> <p>ここで、暫時休憩します。</p> <p>(15 番 飯田 敬市委員 退席)</p>
<p>議長</p>	<p>会議を再開します。 番号 2-1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決します。 番号 2-1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、番号 2-1 番は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>15 番飯田敬市委員の入室を認めます。 ここで、議事進行を飯田敬市会長と交代します。 暫時休憩します。</p> <p>(15 番 飯田 敬市委員 入室)</p>
<p>議長</p>	<p>会議を再開します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、番号 2-1 番を除く案件について、審議します。 番号 1-1 番および番号 1-2 番、番号 3-1 番ないし番号 42-1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決します。</p>

	<p>番号 1-1 番および番号 1-2 番、番号 3-1 番ないし番号 42-1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p> <p>議長 全員賛成ですので、番号 1-1 番および番号 1-2 番、番号 3-1 番ないし番号 42-1 番は原案のとおり決定いたします。</p> <p>議長 以上で、本日の議案審議は終了しました。</p> <p>議長 来月の総会は、5 月 11 日 (月) 午後 2 時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、井坂孝雄委員、廣瀬 栄二委員、宮本康子委員です。日時は、4 月 30 日 (木) 午前 9 時から、霞ヶ浦庁舎小会議室 2 とします。 よろしくをお願いします。</p> <p>議長 以上を持ちまして、第 263 回農業委員会総会を閉会します。 慎重審議、大変ご苦労様でした。</p> <p>かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。</p> <p style="text-align: center;">かすみがうら市農業委員会会長 <u> 飯田 敬市 </u></p> <p style="text-align: center;">署 名 委 員 <u> 矢口 明之 </u></p> <p style="text-align: center;">署 名 委 員 <u> 福田 美保 </u></p>
--	--